

平成十八年十二月七日提出  
質問第二一七号

授産事業所に対する労働基準法の適用除外に関する質問主意書

提出者  
内山  
晃

授産事業所に対する労働基準法の適用除外に関する質問主意書

障害者自立支援法の施行に伴い、障害者福祉政策は障害者の就業促進に向けて根本的に大転換している。

授産事業所で働く知的障害者に対し労働基準法の適用を除外する、昭和二十六年十月二十五日付け、基収第

三八二一号通知は早急に見直しするべきと考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 授産事業所で働く知的障害者等に対し労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法の適用除外とする具体的理由について答弁を求める。

右質問する。